

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～ に関する専門委員会での議論の結果について

該当箇所	案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>第1章 はじめに 1. なぜこども・若者の意見を聴くのか</p>	<p>P4 「なぜ意見を聴くことが大事なのか（意見反映の意義）」において、例えば以下のよう に、まず こども・若者の意見表明機会が権利として保障される必要性に言及したほうが良いのでは ないか。 (当該頁までに、こども基本法やこども大綱は出てくるが、子どもの権利条約は登場し ない。) (現)「こども・若者に影響を与えることについて、こども・若者自身の意見が聴かれ政 策に 反映されることは、こども・若者と社会にとって大きな意義があります。」 ↓ (新)「こども・若者に影響を与えることについて、こども・若者自身の意見が聴かれ政 策に 反映されることは、意見表明権の保障として重要であり、こども・若者と社会にとって 大きな意義があります。」</p>	<p>以下の文章を追記しました。(P5) こども・若者に影響を与える施策について、こども・若者自身の意見が聴かれ反映することは、こどもの意見表明権を保障することの契機になります。</p>
	<p>P6-7 「ヒント 年齢及び発達の程度に応じた対応」2点目「意見を「翻訳」する」 →子どもの言葉の背後にある思いや考えを汲み取り、その価値も含め、伝えていくことは 重要だが、 「翻訳」という言葉だけが独り歩きすると、子どもの意見の恣意的な解釈や利用につな がるおそれもあることから、もう少し言葉や説明を補ったほうが良いのではないか。</p>	<p>翻訳について以下の注釈を追加しました。(P7) おとなによる一方的・恣意的解釈にならないように十分配慮し、可能であれば意見を提出したこどもの真意をあらためて確認しながら、こどもから出された意見に示されている本質的ニーズをくみ取って具体化を図っていくことを意味する。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 1. こども・若</p>	<p>P10 パブコメは一つ的手段として10ページに例示されているが、これをやったからこども・若者にも御意見を聴きましたよということになると、言い訳めいたものになりかねないので、注意が必要かと思う。</p>	<p>以下の通り修正しました。(P10) こども・若者が参加しやすいよう工夫したを対象と<del>した</del>パブリックコメントの実施</p>

者の意見を聴く 場面や方法		
第2章 意見反映のプロ セスと進め方 2. こども・若 者の意見反映プ ロセスの全体像	<p>P13</p> <p>意見反映プロセスの全体像という図があるが、違和感がある。専門家や市民のようにすでに明確な意見を持っている人の意見を聴くためのモデルだとしたら、これで分かりやすいと思うが、まだ意見が言葉になっていない人の意見を引き出しながら聴くとなったときに、このモデルでいいのだろうかと疑問を持っている。意見反映の評価について、短期的なスパンで「こういう意見をもらってこういうふうに反映しました」ということではなく、もっと長期的な形で意見反映を評価していける別のモデルがあってもよいのではないかと思った。それは、対話を通じて声を生み出していくという共同性の部分を評価できるモデルでもあると考える。</p> <p>ガイドラインには個々のディテールではかなり細やかな配慮に満ちた文章があるが、そのようにして丁寧に聴き取られた意見というものが全体の中にどういうふうに位置づけられるのかということについては、従来モデルになっているような気がしている。というのも、現在のモデルでは、「意見を聴き取って、それを政策反映のための手段にしていく」というふうに受け取られかねないからだ。それよりは、「政策立案プロセスの中にこども・若者が意見を聴かれるような場とか関係づくりが必ず含まれている」ということ自体がやはり目的であるべきだろうと思う。社会の未来に関わることをこども・若者抜きには絶対に決めないのだ（nothing about society without children and youth）ということ自体を目的にしていかななくてはならない。</p>	<p>以下の通り追記しました（P12）</p> <p>なお、次に示す意見反映プロセスの全体像については、あくまでも一例です。こども・若者の意見反映に向けては、こども・若者と関係を構築しながら対話を通じて意見を生み出していき、そこで聴いた意見を政策に反映していくなど、様々な形が考えられます。</p>
第2章 意見反映のプロ セスと進め方 3. 企画する	<p>P18</p> <p>セーフガーディングについてのところで、恐らくセーフガーディングだけではなくて、児童虐待防止法に基づく通告フローであるとか、いじめ防止対策推進法に基づく通報のフローを入れたほうがいいのではないかなと思う。</p>	<p>P56において、権利侵害等への対応・連携体制として適切な相談機関につなぐこと等について記載しています。</p>
同上	<p>P20</p> <p>ファシリテーターという言葉の解説にこどもの声、意見を引き出すという文言が使われているが、非常に悩ましいところで、ファシリテーターは引き出す人ではなく、何らかの物事を容易にする、その人がいることで何かをすることがたやすくなる人だと思う。実際に</p>	<p>以下の通り修正しました（P20）</p> <p>ファシリテーターは、こども・若者が意見を言いやすい環境をつくるために安全・安心な場をつくり、こども・若者の意見表明をサポートする意見を引き出す</p>

	<p>ファシリテーターは引き出すよりも、こどもの声を待っていたりすることのほうがあかなと思うので、この「引き出す」という文言については検討いただきたいと思う。</p>	<p>役割を担います。</p>
	<p>P26-28</p> <p>テーマについて分かりやすい資料を用意し、事前に情報提供を行ったり学習機会を確保したりすることは大事ですというのが書かれているが、実際にこどもの声を聴くときに大事なのがこの辺りで、今回聴くターゲットがどういう年齢層なのかとか、どういう関係性があるのかみたいなどの特徴を把握するところから始まって、どういうふうに資料を作るのかということにすごく苦慮した経験がある。そのため、資料というのは、割と分かりやすい資料を用意しますということが書かれているが、資料の作り方ひとつをとってもかなり重要なところであるため、この辺りのポイントだとか事例だとかというものも足していただけると、非常に現場職員としては分かりやすいかなと思う。</p>	<p>P27-28にてやさしい資料について画像と共に説明するとともに、ガイドラインの資料集においても事例を掲載しています。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 4. 事前に準備する</p>	<p>P27-28</p> <p>資料の分かりやすい説明が大事だということで、例が示されているが、こども家庭庁はリーダーであるとかと書かれるとちょっと引っかかることもある。政策は取組と、取組は逆に分かりにくいとかあるのではないかなとかと思うため、分かりやすい言葉を探っていただきたい。</p>	<p>こども政策の司令塔機能を「リーダー」と表しています。</p> <p>他も一例として示しているもので、言葉も含めてわかりやすい説明や表現はこどもや若者の意見を聴きながら改善していくものと認識しています。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 5. 意見を聴く</p>	<p>P35</p> <p>対面でワークショップとかをする方式とアンケートで無作為で取る方式が代表的なものとして示されているが、両方の間にあるようなミニ・パブリックスみたいな取組も今後はより検討していったほうがよいであろうと思う。そのため、そうした観点も入れてはどうかと考える。</p>	<p>本ガイドラインにおいてすべての内容について網羅的に記載することは難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>第2章 意見範囲のプロセスと進め方 6. 意見を反映する</p>	<p>P40</p> <p>(今回の反映は難しいかもしれないが) 集まったこども・若者の多様な意見をどう整理・分析し、反映に繋げていくのかというプロセスについても言及や事例紹介があると良いのではないか。</p>	<p>ご指摘のような事例を含め様々な事例を収集したりこども家庭庁側での取組を踏まえ今後の対応を検討します。</p>

<p>第2章 意見反映のプロ セスと進め方 7. フィードバ ックをする</p>	<p>P43 やはり意見反映というのは、聴取というより対話が大切なことだと思うので、ここのフィードバックのところは、今はどちらかというと成果ベースで書かれているが、その場には行政職員なり関係者が何に気づいたり学んだのか。子どもや若者の声によってどうい う変容が起こっているのかというプロセスもまたちゃんと表現して明らかにしていくと いうことが記すのはいかがか。</p>	<p>以下のとおり追記しました。(P43)  なお、フィードバックの方法については、次に示す ような資料で結果のみ伝える方法のみならず、意見 を聴いた子ども・若者に資料とともに、意見を聴いた 担当者や関係者が何に気づいたり学んだりしたの か、子ども・若者の意見によってどのような変容が起 こったのかというプロセスを示すことも重要です。</p>
<p>第3章 声を聴かれにく い子ども・若者 の意見反映 1. 声を聴かれ にく子ども・若 者を考慮する</p>	<p>P50 声を聴かれにくい子ども・若者の部分が丁寧に書かれれば書かれるほど、特別扱いをしな ければ、分けて考えなければならないという感じになり過ぎないかが逆に懸念するぐらいしっ かりまとめられているとも言える。例えば普通にどなたでもどうぞと募集した会に医療的 ケア児などが交じって一緒に応募してくるような場面で、いやいやあなたは医療的ケア児 の会に参加してくださいみたいな感じに分けられてしまうと、やはりまた違うことが起き るなと思うと、一言どこかにそういうことも、これはあくまで配慮の幅を広げることにつ いて書かれているというところを最初のほうに書くのでもいいのかなど考える。</p>	<p>必要な個別の配慮をすると共に、どのような特性の 子ども・若者でも参加しやすいインクルーシブな場 にしていくことも重要であるため、調査研究におい てもそうした観点での調査をし、P67-68にそのため の工夫を記載しています。</p>
<p>同上</p>	<p>P51-52 恐らく主語が時々子ども・若者になるような表記もあったかなと思うが、子ども・若者が 見ても違和感を持たないような表記にしていけないかなと考える。  とりわけ、ヤングケアラーの部分であれば、ほかの部分は子ども・若者目線の状態であ るのに対して、支援者の視点になっていたりして、統一するのも1つの方法ではないかと 考える。</p>	<p>該当箇所については、令和5年度に実施した「多様な 子ども・若者の意見反映プロセスの在り方及びこど もの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向け たガイドライン作成のための調査研究」における有 識者・支援者ヒアリングをもとにしております。 記載している内容の趣旨を明確にするため、以下の とおり注釈をつけました。(P52)  出典) 令和5年度調査研究。有識者・支援者ヒアリン グより引用。</p>
<p>同上</p>	<p>P51-52 声を聴かれにくさの例について、属性の記載があったほうがよりイメージしやすいのでは ないか。</p>	<p>P52にあるように、「声を聴かれにくい子ども・若者 が直面している課題は複合的」であり、御指摘の箇所 は声を聴かれにくさの一例を示したものにすぎない ことを踏まえると、表の中で属性を記載することは、</p>

		その属性の一面的な課題が絶対的な定義であるかのように誤認させることにつながると考えます。そのため、ご指摘の点について今回は記載することを見送らせていただきます。
第3章 声を聴かれにくい子ども・若者の意見反映 3. 意見を聴く姿勢、工夫や配慮	P55 いわゆる重い障害を持っていたりしている子どもたちの意見、声というのを聴けないのは、私たちの聴く力なり聴く技術のほうに課題があるわけで、発する側の課題ではないのではないかなというように問題提起が過去の専門委員会であったと思う。 P55の書き方というのはそうはなっていないと考える。そのため、ここは書きぶりを検討いただいたほうが良いかと考える。	以下のとおり、修正しました。(P55) 意見 <del>を言葉</del> が言語として表されていないからといって、意見がないわけではないという認識が必要です。意見を聴く時は、どんな子ども・若者にも意思はあることを意識しましょう。意見の表明が士手くできな <del>い</del> を聴くことに工夫が必要なことや
同上	P59 性別欄のところは必要がなければ聞かないというのは良いことだと思った。一方で、男性、女性、その他だったり、答えたくないであった場合に、その他だったり答えたくないというのを回答したからといって、性的マイノリティとは限らないというのはあるかなと思う。そのため、そう回答したからといって、そこは決めつけないというところがしっかりと書かれているといいなと思う。	以下のとおり、注釈をつけました。(P59) なお、「その他」や「答えたくない」に回答した子ども・若者が、全員性的マイノリティの子ども・若者とは限らないことに留意する必要がある。
同上	P67 インクルーシブな場にするための工夫のヒントの1個目で、「性的マイノリティの子ども・若者がいるかもしれない可能性も考慮し、「さん」で統一」とあるが、これは性的マイノリティの子どもがいる、いないに限らず「さん」でと良いのではないかな。	以下のとおり、修正しました。(P67) <del>性的マイノリティの子ども・若者がいるかもしれない可能性も考慮し、</del> 敬称は「さん」で統一するか、呼んでほしい敬称を本人に確認してから呼ぶ。
その他	医療的ケア児の話で、意見をどう聴くかというところだけではなくて、どういうふうに意見形成をして聴くような仕組み、技術というところも次年度以降書いていけると良い。	ご指摘のとおり、第3章の部分については、先進事例の紹介がなかなかできていないため、来年度以降、子ども家庭庁における実践や各府省庁及び地方自治体からの事例収集を通して対応していきたい。
その他	本ガイドラインは、行政が子ども・若者の意見を聞く取組について記載されていると思うが、ユースカウンスルのような大人の手を離れた場所での意見反映、政策に意見反映するための取組を大人側が意図的に作り出す取組を記載できると良いかと考える。	本ガイドラインにおいてすべての内容について網羅的に記載することは難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、

		<p>本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ、見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
--	--	--